

平成20年3月6日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成20年3月6日  
開会 13時27分 閉会 13時35分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 6名  
委員長 野原恵子 副委員長 堀川貴庸  
委員 谷口和弥 乾 邦廣 大野和政 助川順一  
  
議長 古川 稔
- 4 傍聴者 増田武夫
- 5 事務局 局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 6 審査事件 陳情第3号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外の意見書を求める陳情書の適用除外の意見書を求める陳情書  
閉会中の所管事務調査項目の決定について
- 7 審査結果 別紙

委員長 野原恵子

## ◇審査内容

(13：27開会)

[開 会]

○委員長（野原恵子） ただ今から産業建設常任委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました、陳情第3号、保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法適用除外の意見書を求める陳情を議題といたします。

本陳情について皆さんのご意見をお聞きしたいと思えます。

ご意見はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） なるべく手短に発言させていただきます。

この陳情の中身が文章からはわかりづらいところがありましてですね、そういう中で、いろいろと私なりに調べもし意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

結論で言うとやはり、この2006年4月に施行されたこの法律が大変な中身を持っているなということが私の印象であります。

オレンジ共済のようなそういう共済という名前のついて詐欺組織から、そのような組織から契約者、消費者を保護するというを理由に、共済と名前のつくもの全部一掃してしまう、そういったことがこの法律の中で伺えるという中身なんですよね。

その中でも今ある共済組織の中で、JA共済ですとか、コープ共済、それですとか、地方公共団体が住民を相手に行うもの、会社が従業員に行うものなど例外はあるんですけども、そういったいくつかの例外を除けば、全ての共済が4つの中から1つを選べということが、今、行われようとしているわけです。

小額短期保険業者、保険会社、事業をまったく他の事業者に譲り渡してしまう、廃業する、この4つなわけなんですけども、どれもですね、今、多くの共済がボランティア組織のようなものでやっているということですよ、小額短期保険業者、資本金が1千万以上になる。保険会社ならば、原則1億円になる。そういったことでは、なかなか移行するということになりづらいというふうに思うわけです。

どんな団体が困っているか、いくつか挙げますとですね、登山愛好家で作っている全国的な共済があるんですね。登山の愛好者の方同士でお金を出し合って、遭難対策、例えば遭難作業にヘリコプターを出したと、そういったときの費用に充てるだとか、それですとか、救助員の育成に充てる、そういったようなことにお金を出し合っている。障害者団体、例えば知的障害者の団体でしたらば、付き添いというのは知的障害者の方に付き添うというのは医療保険の適用外なわけです。そういったことも補てんをしようだとか、それから開業医の方ですとか、今回陳情の出ている中小零細企業の方、健康を害したらば、崩してしまったらば商売が成り立たなくなるわけです。生活を助けて守る、そういったことでね、是非とも必要だということの訴えがあります。

それから全国PTA協議会も困っている中の一つであることがわかりました。PTA活動中の事故の補償、一日数百円の会費で、ひとり数百円の会費で年会費でやっている、とっても会社ができるようなそういった規模ではないと、それら多方面から反発がでているところです。

会社組織か、廃止かを迫るそういう共済潰し、そういうことがマスコミでも紹介されているところです。

消費者保護は必要だけでも、団体がその構成員の仲間同士の助け合いを目的に、そして健全にですね、オレンジ共済のようなやつでなくて、健全にされている共済まで潰すということは、大変な社会不安を与えるというふうに思います。

ですから、今回上がってきています陳情の中身、法の運用の見直しとそれから、健全に運営されているそういった共済、それも適用から除外するという陳情の願意は非常に理解できるものというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） その他にご意見ないでしょうか。

ありませんか。

他に意見がなければ終わりたいと思いますがいいでしょうか。

(なしの声あり)

○委員長（野原恵子） それでは採決をしたいと思います。

討論もよろしいですね。

(はいの声あり)

○委員長（野原恵子） お諮りいたします。

陳情第3号、保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法適用除外の意見書を求める陳情は採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法適用除外の意見書を求める陳情は採択とすることに決定いたしました。

なお、意見書案については、委員長と副委員長に一任していただきたいとおもいますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

[継続調査の申し出]

○委員長(野原恵子) 次に閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各委員のご意見をお伺いします。

この閉会中の所管事務調査の内容については、一番下に項目が載っております。この中から、皆さんからこの次の所管事務調査をどれにしたいかをあげていただきたいと思います。

谷口委員。

○委員(谷口和弥) シの企業誘致に関する事項はいかがでしょうか。

○委員長(野原恵子) その他にございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(野原恵子) よろしいですか。

一つでいいですか。

(はいの声あり)

○委員長(野原恵子) それでは、今でているのは、一番最後の企業誘致に関する事項ですが、調査の時期につきましても、委員長と副委員長に一任していただきたいと思います、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長(野原恵子) その他で各委員から何かありますか。

(なしの声あり)

[閉会]

○委員長(野原恵子) それでは、無いようですのでこれで委員会を終わります。

(13:35 閉会)